

地方自治法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を三割五分とすること。

（附則第七条関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。
 - 二 その他所要の経過措置を規定するものとする。こと。
- （改正令附則第一項関係）
（改正令附則第二項関係）